

○桜井宇陀広域連合財務規則

平成9年3月31日

規則第12号

改正 平成19年3月30日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、桜井宇陀広域連合の財務について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 この規則は、前条の目的を達成するため、桜井市予算規則（平成10年3月桜井市規則第3号）、桜井市会計規則（平成10年3月桜井市規則第5号）及び桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）を準用する。この場合において、分任出納員の設置箇所は、別表のとおりとし、会計管理者の権限に属する事務のうち、別表の中欄に掲げる分任出納員にそれぞれ対応する同表右欄に掲げる事務を委任するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 分任出納員の 設 置 箇 所 | 分任出納員となるべき 職 員 | 委 任 す る 事 務 |
|-------------------|-------------------|-------------|
| 事 務 局 | 総務課の上席の職員 | 所管に係る収入金の出納 |